

◎新潟県告示第297号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により定めた新潟県土地利用計画（令和8年3月新潟県告示第239号）を次のとおり変更する。

なお、変更後の土地利用基本計画図は、新潟県土木部用地・土地利用課及び関係市町村において縦覧に供する。

令和8年4月10日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県土地利用基本計画図の変更

- 1 農業地域について次の区域を拡大する。

区域	面積（ヘクタール）
胎内市の一部	5
- 2 農業地域について次の区域を縮小する。

区域	面積（ヘクタール）
新潟市の一部	161
- 3 森林地域について次の区域を拡大する。

区域	面積（ヘクタール）
村上市の一部	32
胎内市の一部	63
新発田市の一部	32
佐渡市の一部	177
聖籠町の一部	15
粟島浦村の一部	1
- 4 森林地域について次の区域を縮小する。

区域	面積（ヘクタール）
村上市の一部	1
聖籠町の一部	2